

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年10月19日（平成27年（行情）諮問第619号）

答申日：平成28年7月21日（平成28年度（行情）答申第212号）

事件名：特定刑事施設の放送設備に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月20日付け仙管発第878号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 平成19年度庁舎等新営（電気設備）工事竣工図（特定刑事施設）（以下「工事竣工図」という。）（受付第24-1号）（文書1）、平成22年1月5日付多重放映制御装置内訳書（特定刑事施設）（以下「内訳書」という。）（文書2）の行政文書の機器名称及び仕様並びに多重放映制御装置に係る品名及び仕様の記録を公にすることにより、施工業者のアイデアやノウハウを模倣され権利、地位等の利益を害すると一部不開示とされた。しかし、民間業者で、機器名称、仕様品名は、商品売るのに宣伝し、照会すれば、商品売る為、上記の事を説明してくれ、また、秘密にしていれば売ることができず、施工業者に損害を与える様な事はなく、契約上、守秘義務をかされているものでなく、不開示決定は、不当であり、その取消しを求める。（上記、機器名称、仕様、品名のみ開示）

イ 平成22年1月5日付、内訳書（文書2）の行政文書には、多重放映制御装置に係る数量、単価等が記録されていて、上記ア同様の理由で不開示とあるが、数量、単価等（等が何を指すのか判然としないが）を開示してもアイデア、ノウハウも模倣することは、不可能であり、

不開示は不当であり、その取消しを求める。

ウ 平成22年2月9日付、多重放映制御装置物品供給契約締結について（伺い）（特定刑事施設）（受付第24-2号）（文書3）の行政文書には、落札者以外の法人名、代表者等氏名、住所、印影、入札金額の不開示となっているが、公共工事の入札であり、落札者以外の法人も同時に参加していて、週刊誌にも公表されている場合もあり、また、入札の透明性を検証するうえでも必要であり、法人は、法務局に登録されていて、代表者氏名、住所は知ることができ、財務状況は、上場企業であれば、公表されていて、落札に至らなかった事実は、入札の結果であり、このことによって、会社の信用に関する影響はなく、税金の適正な使用を確認するうえでも必要であり、不開示は不当であり、取消しを求める。

（2）意見書1

ア 本件行政文書の開示理由は、法務省の下部組織である特定刑事施設が保有する多重放映制御装置に付随している機能を使用し、上記刑事施設に服役している審査請求人である私に、暴行等の有形力を行使し、後遺症を負わせたことを確認するためのものである。また、上記の事は、平成24年度処遇首席及び上記刑事施設職員である看守Aより口頭で教示を受けたものである。

イ 上記ア多重放映制御装置で、所内番組作成等の業務用放送ができ、上記刑事施設敷地内で、特定の人物を追跡でき、舎房内、工場問わず特定の人・場所等、特定の部分だけにきこえやすく、電波で外部出力装置のないところに、音声を手動で放送でき、振動、熱なども発生させることもできる機能を有するものである。

ウ 上記暴行による後遺症として①身体の皮膚が茶色くなりただらになる、②黒い点が付く、③皮膚が熱により、しわが深くなり、復元しなくなる、④身体の毛がはえなくなる、⑤身体の毛が白くなり枝毛になる等の症状が残る。

エ 上記暴行による一過性のものとして、①就寝中、耳もとでの音声での睡眠障害、②身体に振動、接触されたような違和感、③身体内部に痛み、血がでる、④頭痛などがある。

オ 上記暴行は、平成25年10月29日より、昼夜を問わず行われており、平成27年9月2日、刑事施設に関する法律により法務大臣に対して苦情申出をしたが、同10月7日棄却の旨、統括より告知を受けた経緯がある。また、受刑者は出廷権を有してなく、裁判所に提訴をするにも多額の金銭が重むため、証拠は自分で収集している。

カ 特定会社に上記多重放映制御装置にかかる問い合わせをしたところ、上記イの事は出来るとの回答をうけている。また、情報公開・個人情報

報保護審査会において、私の身体を確認すれば、すぐ医療機関で治療を受けなければならない状態である。

キ 上記多重放映制御装置での所内番組放送の様相（特定刑事施設）等が写真で掲載されている書籍もある。

ク 上記ア～キの理由で、弁護士等の選任の為の相談、メーカーに上記刑事施設の設備で本当にできるか等の確認をする必要があるので、理由説明書にある文書の上記イにかかる部分の開示をする様、意見する。

(3) 意見書 2

諮問庁の補充理由説明書記載内容の「代理人の氏名及び印影」については、上記説明書のとおり、異議はありません。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、別紙に掲げる文書 1 から文書 4 までの開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第 3 において「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、本件決定のうち、文書 1 の「放送設備システムに係る機器名称及び仕様」、文書 2 の「多重放映制御装置に係る品名、仕様、数量及び単価等」及び文書 3 の「落札者以外の法人名、代表者等氏名、住所、印影及び入札金額」の情報が記録された部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 文書 1 について

文書 1 は、特定刑事施設における特定年度庁舎等新営（電気設備）工事に関し、特定施工業者が作成し同施設に提出した竣工図（放送設備に関する部分）であるところ、審査請求人が開示を求めている「放送設備システムに係る機器名称及び仕様」の情報は、当該施工業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため本件決定により不開示とした放送設備システムに係る系統図等の内容と連動しており、また、当該施工業者が機器の仕入先と価格交渉を行った結果等によるものであって、詳細な機器の名称及び仕様は当該施工業者のアイデアやノウハウに係るものである。したがって、これらの情報が開示された場合、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該施工業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、これらの情報は、法 5 条 2 号イに該当する。

また、これらの情報が開示された場合、当該設備の性能や構造等が判明することとなり、刑事施設における施設機能の妨害や破壊、さらには、その機会に乗じて逃走等の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を未然に防止するため、当該設備の設置箇所等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当する。

イ 文書2について

文書2は、特定刑事施設における多重放映制御装置の整備に関し、一般競争入札により落札した事業者が作成し同施設に提出した内訳書であるところ、審査請求人が開示を求めている「多重放映制御装置に係る品名、仕様、数量及び単価等」の情報は、当該事業者が機器等の仕入先と価格交渉を行った結果等によるものであって、詳細な機器等の名称、仕様、数量及び単価等は当該事業者のアイデアやノウハウに係るものである。したがって、これらの情報が開示された場合、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当する。

また、審査請求人が開示を求める情報のうち、「多重放映制御装置に係る品名及び仕様」の情報については、上記ア下段と同様の理由から、法5条4号及び6号に該当し、開示することはできない。

ウ 文書3について

文書3は、特定刑事施設において、多重放映制御装置を整備するに当たり、一般競争入札を行った結果を報告するとともに、落札した事業者との契約締結に係る意思決定を求める文書及び添付文書であるところ、審査請求人が開示を求めている「落札者以外の法人名、代表者等氏名、住所、印影及び入札金額」は、添付文書のうち入札書に記載された情報である。

既に契約金額が開示されていることを踏まえると、これらの情報を開示することにより、落札事業者以外の事業者が当該入札において、どのような金額で応札したか、そして、開札された結果、落札には至らなかったという情報が明らかになる。

一般に、事業者にとって、どのような入札案件にどのような金額で応札するのかについては、当該事業者の経営上の戦略、方針等に基づき判断されるものであるから、どの入札案件にどのような金額で

応札したかという情報は、落札した場合は別として、通常は競合する他の事業者には知られたくない情報であると解される。

したがって、これらの情報が開示された場合、落札事業者以外の事業者が、当該入札に対して、どのような金額で応札したか、そして、開札された結果、落札には至らなかったという情報が明らかとなり、その結果、当該入札に係る当該事業者に対する評価のみにとどまらず、当該事業者全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までを不当に低下させるおそれがあることを否定することはできず、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当する。

なお、当該入札の結果については、落札事業者名や落札価格等を公表しているが、審査請求人が開示を求めている情報は公表していない。

(3) 以上のとおり、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示とした本件決定は、妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁としては、当初の理由説明書（上記1(2)ウ）において、審査請求人が開示を求めている「落札者以外の法人名、代表者等氏名、住所、印影及び入札金額」に係る情報は、文書3の添付文書のうち入札書に記載された情報であり、同情報は法5条2号イに該当する旨説明したところであるが、「代表者等氏名」及び「印影」のうち、「代理人の氏名及び印影」について、以下のとおり説明を補充する。

(2) 代理人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、法5条1号本文前段にも該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められないことから、開示することは相当ではないものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審議
- ④ 同月13日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 平成28年6月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年7月7日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1ないし文書4である。

処分庁は、本件対象文書の一部を、法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載によれば、不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1の「放送設備システムに係る機器名称及び仕様」の情報の記載部分について

ア 文書1は、特定刑事施設における特定年度庁舎等新営（電気設備）工事に関し、特定施工業者が作成し同施設に提出した竣工図（放送設備に関する部分）である。

イ 当審査会において文書1を見分したところ、審査請求人が開示を求めている部分は、文書1の2枚目、4枚目及び5枚目における設備システムに係る機器名称及び仕様の記載部分並びに6枚目及び7枚目における設備システムに係る機器仕様の記載部分であり、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウが含まれていると認められる。

ウ そうすると、当該部分について、これを公にすると、競合する他の施工業者が当該部分に記載された情報に係るアイデアやノウハウを模倣して他の建築主へ納品するなど、当該施工業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2の「多重放映制御装置に係る品名、仕様、数量及び単価等」の情報の記載部分について

ア 文書2は、特定刑事施設における多重放映制御装置の整備に関し、一般競争入札により落札した事業者が作成し同施設に提出した内訳書である。

イ 当審査会において文書2を見分したところ、審査請求人が開示を求めている部分は、文書2の1枚目及び2枚目の「品名及び仕様」欄、「数量」欄及び「単価」欄の記載の一部であると認められる。

ウ 当該部分には、多重放映制御装置の整備業務を落札した事業者が入札に当たって具体的にどのような機器をどのような数量と単価で用意

したかという情報が記載されており、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウが含まれていると認められる。

エ そうすると、当該部分について、これを公にすると、競合する他の施工業者が当該情報に係るアイデアやノウハウを模倣して他の建築主へ納品するなど、当該施工業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3の「落札者以外の法人名、代表者等氏名、住所、印影及び入札金額」の情報の記載部分について

ア 文書3は、特定刑事施設において、多重放映制御装置を整備するに当たり、一般競争入札を行った結果（落札者以外の事業者を含む全入札者の名称、入札金額等）を報告するとともに、落札した事業者との契約締結に係る意思決定を求める文書及び添付文書である。

イ 当審査会において文書3を見分したところ、意見書2において「代理人の氏名及び印影」を不開示とすることに異議はないとされていることから、審査請求人が開示を求めている部分は、文書3の2枚目（入札調書）における「入札者」欄及び「金額円」欄中の落札者以外の入札者に係る記載、4枚目（入札書）における落札者以外の入札者に係る入札金額、会社名、所在地及び代表者名並びに5枚目（入札書）における落札者以外の入札者に係る入札金額、会社名、所在地、社印及び代表者名であると認められる。

ウ 当該部分については、諮問庁の説明によれば、公表されていないとのことであり、これを公にすると、落札事業者以外の事業者が、当該入札に対して、どのような金額で応札したか、そして、開札された結果、落札には至らなかったという情報が明らかとなり、その結果、当該入札に係る当該事業者に対する評価のみにとどまらず、当該事業者全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までを不当に低下させるおそれがあることは否定できない。

エ そうすると、当該部分について、これを公にすると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人

が開示すべきとする部分は同条2号イに該当すると認められるので、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

文書 1 平成 19 年度庁舎等新営（電気設備）工事竣工図（放送設備に関する部分）（特定刑事施設）（受付第 24 - 1 号）

文書 2 平成 22 年 1 月 5 日付け「多重放映制御装置内訳書」（特定刑事施設）（受付第 24 - 2 号）

文書 3 平成 22 年 2 月 9 日付け「多重放映制御装置物品供給契約の契約締結について（伺い）」（特定刑事施設）（受付第 24 - 2 号）

文書 4 平成 26 年度「所内例規」（目次部分）（特定刑事施設）（受付第 24 - 3 号）

別紙 2

本件不開示部分

文書	本件不開示部分
文書 1	「放送設備システムに係る機器名称及び仕様」の情報の記載部分
文書 2	「多重放映制御装置に係る品名，仕様，数量及び単価等」の情報の記載部分
文書 3	「落札者以外の法人名，代表者等氏名，住所，印影及び入札金額」（代理人の氏名及び印影を除く。）の情報の記載部分